

静岡県ソフトテニス連盟旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という）が召集または派遣する競技会、会議、研修等の旅費に関することを定める。

(旅費)

第2条 本連盟が、召集または派遣した者に支給する旅費は、次の表のとおりとする。

区 分	支 給 額	備 考
交通費	交通費実費を支給	鉄道の自宅最寄駅から目的地最寄駅間の乗車代金とする。(市内の移動は支給しない)
特急料金	片道70km以上の場合支給	
座席指定料金	片道100km以上の場合支給することができる	
宿泊料	*東京23区内および政令指定都市泊は12,000円、その他地域泊は10,000円とする。	
日当	片道100km以上の場合1日に対し3,000円を支給	

(その他)

第3条 この規程に定めのない事項及びこの規程によりがたい事項については、その都度県連会長と理事長で協議し支給する。

附則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 3月13日に改正、同日施行。

この規定は、平成29年 9月16日に改正、同日施行。